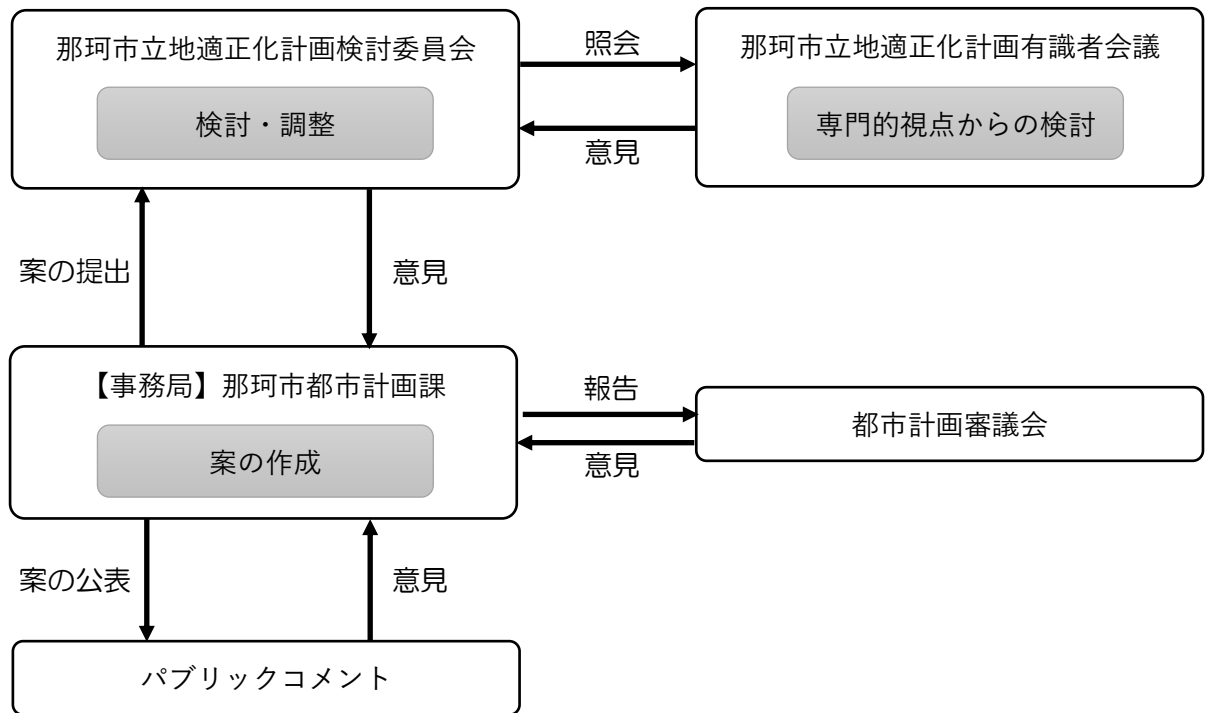


1. 計画策定の検討の経過

開催年月	内 容	備 考
2020年（令和2年） 7月9日（木）	第1回 那珂市立地適正化計画検討委員会	
2020年（令和2年） 9月23日（水）	第2回 那珂市立地適正化計画検討委員会	【総務生活部会】
2020年（令和2年） 9月25日（金）	第2回 那珂市立地適正化計画検討委員会	【産業建設部会】 【教育厚生部会】
2020年（令和2年） 9月29日（火）	那珂市都市計画審議会 （立地適正化計画の策定について）	
2020年（令和2年） 10月2日（金）	第2回 那珂市立地適正化計画検討委員会	【教育厚生部会】
2020年（令和2年） 10月23日（金）	第1回 那珂市立地適正化計画有識者会議	
2020年（令和2年） 11月13日（金）	第3回 那珂市立地適正化計画検討委員会	
2020年（令和2年） 12月17日（木）	第4回 那珂市立地適正化計画検討委員会	【総務生活部会】 【産業建設部会】
2020年（令和2年） 12月18日（金）	第4回 那珂市立地適正化計画検討委員会	【教育厚生部会】
2021年（令和3年） 2月16日（火）	第5回 那珂市立地適正化計画検討委員会	
2021年（令和3年） 3月23日（火）	第2回 那珂市立地適正化計画有識者会議	
2021年（令和3年） 5月10日（月）	第6回 那珂市立地適正化計画検討委員会	
2021年（令和3年） 5月21日（金）	第7回 那珂市立地適正化計画検討委員会	
2021年（令和3年） 6月11日（金）	第3回 那珂市立地適正化計画有識者会議	
2021年（令和3年） 6月29日（火）	第8回 那珂市立地適正化計画検討委員会	
2021年（令和3年） 6月29日（火）	那珂市都市計画審議会 （中間報告）	
2021年（令和3年） 7月29日（木）	第9回 那珂市立地適正化計画検討委員会	
2021年（令和3年） 7月29日（木）	第4回 那珂市立地適正化計画有識者会議	

2021年（令和3年） 10月8日（金）・9日（土）	計画案展示	
2021年（令和3年） 10月7日（木）～11月5日（金）	パブリックコメント	
2021年（令和3年） 12月13日（月）	第5回 那珂市立地適正化計画有識者会議	
2021年（令和3年） 12月23日（木）	那珂市都市計画審議会 （諮問）	
2022年（令和4年） 1月18日（火）	庁議決定	
2022年（令和4年） 1月19日（水）～2月28日（月）	事前周知	
2022年（令和4年） 3月1日（火）	計画公表	

2. 那珂市立地適正化計画策定体制



3. 那珂市立地適正化計画有識者会議設置要項

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり必要な事項を検討するため、那珂市立地適正化計画有識者会議(以下「有識者会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討し、又は協議する。

- (1) 計画の策定に必要な専門的事項に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、計画に関し必要なこと。

(組織)

第3条 有識者会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する協議が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議には、互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 有識者会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、計画の策定を完了した日に、その効力を失う。

4. 那珂市立地適正化計画検討委員会設置要項

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり必要な事項を検討するため、那珂市立地適正化計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、又は協議する。

- (1) 計画の策定に必要な事項の調査、検討及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、計画に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる課等の代表者及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

2 委員会には、互選により委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する協議が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命することができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(専門部会)

第6条 委員会に専門的事項を処理するため、専門部会を設置する。

2 設置する専門部会は、委員長が別に定める。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、互選により選出する。

5 専門部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、会議の議長となる。

6 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 専門部会の調査研究の経過及び結果は、必要に応じて委員長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、計画の策定を完了した日に、その効力を失う。

5. 那珂市立地適正化計画有識者会議 委員名簿

氏名	所属名	備考
大村 謙二郎	筑波大学名誉教授	委員長
海老原 健	株式会社常陽産業研究所 地域研究部長兼地域研究センター長	副委員長
小川 郁夫	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 総務部 企画室長	
永沼 人士	茨城交通株式会社 運輸部 運輸担当部長	
小徳 勇人	那珂市医師会 理事	
清水 悦子	茨城キリスト教大学 文学部 児童教育学科 助教	
安 智範	不動産鑑定士	
平野 道代	那珂市まちづくり協議会 会長	
小澤 祐一	那珂市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
小寺 隆一郎 (石川 浩通)	那珂市商工会 青年部長	

() は前任者

6. 那珂市立地適正化計画検討委員会 委員名簿

部 名	令和2年度			令和3年度		
	課 名	役 職	委員氏名	課 名	役 職	委員氏名
企画部	政策企画課	課長補佐	岡本 哲也	政策企画課	課長補佐	橋本 芳彦
総務部	財政課	課長補佐	浜名 哲士	財政課	課長補佐	浜名 哲士
	税務課	課長補佐	会沢 正志	税務課	課長補佐	会沢 正志
	—	—	—	管財課	課長補佐	稲田 政徳
市民生活部	防災課	課長補佐	植田 徹也	防災課	課長補佐	植田 徹也
	市民協働課	課長補佐	大曾根 香澄	市民協働課	課長補佐	大曾根 香澄
	環境課	課長補佐	萩野谷 真	環境課	課長補佐	萩津 厚緒
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	山田 明	社会福祉課	課長補佐	山田 明
	こども課	課長補佐兼家庭児童相談室長	住谷 孝義	こども課	課長補佐兼家庭児童相談室長	住谷 孝義
	介護長寿課	課長補佐	照沼 克美	介護長寿課	課長補佐	照沼 克美
	健康推進課	課長補佐	玉川 祐美子	健康推進課	課長補佐	鈴木 伸一
産業部	農政課	課長補佐	綿引 勝也	農政課	課長補佐	村山 知明
	商工観光課	課長補佐	秋山 雄一郎	商工観光課	課長補佐	水野 泰男
	—	—	—	商工観光課	インターチェンジ周辺開発推進室長	岡本 哲也
建設部	土木課	課長補佐	川崎 慶樹	土木課	課長補佐	海野 英樹
	都市計画課	技幹	柏村 力也	都市計画課	技幹	柏村 力也
	建築課	課長補佐	金田 尚樹	—	—	—
上下水道部	下水道課	課長補佐	猪野 嘉彦	下水道課	課長補佐	秋山 洋一
	水道課	課長補佐	矢崎 忠	水道課	課長補佐	矢崎 忠
—	農業委員会事務局	副参事兼事務局長補佐	綿引 稔	農業委員会事務局	事務局長補佐	関 慎一
教育委員会	学校教育課	課長補佐	平野 玉緒	学校教育課	課長補佐	平野 玉緒
	生涯学習課	課長補佐	萩野谷 智通	生涯学習課	課長補佐	柴田 真一
消防本部	警防課	課長補佐	後藤 健仁	警防課	課長補佐	仲田 康人

7. 那珂市立地適正化計画検討委員会 部会名簿

部会	令和2年度		令和3年度	
	課名	氏名	課名	氏名
総務生活部会	政策企画課	岡本 哲也 (検討委員会副委員長兼副部会長)	政策企画課	橋本 芳彦
	財政課	浜名 哲士	財政課	浜名 哲士 (検討委員会副委員長兼副部会長)
	—	—	管財課	稲田 政徳
	税務課	会沢 正志	税務課	会沢 正志 (部会長)
	防災課	植田 徹也	防災課	植田 徹也
	市民協働課	大曾根 香澄	市民協働課	大曾根 香澄
	環境課	萩野谷 真 (部会長)	環境課	荻津 厚緒
	警防課	後藤 健仁	警防課	仲田 康人
産業建設部会	農政課	綿引 勝也	農政課	村山 知明
	商工観光課	秋山 雄一郎	商工観光課	水野 泰男
	—	—	インターチェンジ 周辺開発推進室長	岡本 哲也 (検討委員会委員長兼副部会長)
	土木課	川崎 慶樹 (検討委員会委員長兼副部会長)	土木課	海野 英樹
	都市計画課	柏村 力也	都市計画課	柏村 力也
	建築課	金田 尚樹	—	—
	下水道課	猪野 嘉彦	下水道課	秋山 洋一
	水道課	矢崎 忠	水道課	矢崎 忠
	農業委員会 事務局	綿引 稔 (部会長)	農業委員会 事務局	関 慎一 (部会長)
教育厚生部会	社会福祉課	山田 明	社会福祉課	山田 明 (副部会長)
	こども課	住谷 孝義 (副部会長)	こども課	住谷 孝義 (部会長)
	介護長寿課	照沼 克美	介護長寿課	照沼 克美
	健康推進課	玉川 祐美子	健康推進課	鈴木 伸一
	学校教育課	平野 玉緒	学校教育課	平野 玉緒
	生涯学習課	萩野谷 智通 (部会長)	生涯学習課	柴田 真一

8. 指標設定の考え方

■指標① 居住誘導区域内の平成 27 年における人口密度をもとに、令和 22 年に「維持」されることを想定。

- ・維持のための施策：居住誘導区域内への集約による効果を見込む。
- ・人口減少により、基本的には減少傾向を示すことが想定されるため、若干の低下を含めて「維持」としている。
- ・目標値計算は、1世帯 2.7 人の現状を鑑み、1戸 3 人で計算することとする。

地区名	居住誘導区域面積 (ha)	現状値(H27)		推計人口 (R22)※		誘導による効果 (人口増等)		令和 22 年 目標値	根 拠
		人口	人口密度	人口	人口密度	人口	人口密度		
菅谷市街地	510	13,932	27.31	13,431	26.33	13,791	27.04	27.00	(指標②から 120 戸増加) □下菅谷地区での宅地化による人口増 □菅谷市毛線沿道等での人口増
瓜連市街地	74.3 (瓜連地区内の 62%)	634	8.54	556	7.48	631	8.49	8.50	(指標②から 25 戸増加) ※瓜連地区増加分 40 戸の 62% □駅南地区での人口増
中里地区	8.8 (瓜連地区内の 7%)	49	5.6	31	3.52	40	4.54	4.50	(指標②から 3 戸増加) ※瓜連地区増加分 40 戸の 7% □若年世帯の分家の立地
平野台地区	37.6 (瓜連地区内の 31%)	1,198	31.85	1,074	28.56	1,110	29.52	29.50	(指標②から 12 戸増加) ※瓜連地区増加分 40 戸の 31% □若年世帯の分家の立地

※国総研将来人口・世帯数推計ツールから算出

■指標② 直近 2 年の居住誘導区域内の新築改築件数から、集約の結果、維持・増加することを想定。

■想定要因①：下菅谷地区での宅地化	
■想定要因②：都市計画道路菅谷市毛線沿線での宅地化	
〔参考〕	
	R 1 R 2 平均 (目標値)
菅谷	159 件 147 件 153 件 現状から R22 には 120 件(年 6 件×20 年)増加
瓜連	17 件 13 件 15 件 現状から R22 には 40 件(年 2 件×20 年)増加

■指標③ 市民アンケートの住みやすさについての評価が向上することを想定。

- 想定要因①：都市計画道路の整備
- 想定要因②：都市計画道路菅谷市毛線沿線での宅地

■指標④ 市民アンケートの暮らしの安全性についての評価が向上することを想定。

- 想定要因①：都市計画道路の整備、街路照明の整備
- 想定要因②：第四中学区におけるコミュニティセンターの整備と両宮遊歩道の利用促進
- 想定要因③：平野台地区での大規模盛土調査

■指標⑤ 都市機能誘導区域内の誘導施設が維持されること及び現在立地していない施設が立地することを想定。

- 想定要因①：第四中学区におけるコミュニティセンターの整備
- 想定要因②：下菅谷地区での宅地化によるサービス需要の増加
下菅谷地区での都市計画道路の整備
- 想定要因③：瓜連地区での国道 118 号整備の進展



那珂市諮問第1号
令和3年12月23日

那珂市都市計画審議会
会長 小笠原 正裕 様

那珂市長 先崎 光



那珂市立地適正化計画の作成について（諮問）

このことについて、都市再生特別措置法第81条第22項の規定により、貴審議会の意見を求めます。



那 都 審 第 3 号
令和 3 年 1 2 月 2 3 日

那珂市長 先崎 光 様

那珂市都市計画審議会
会長 小笠原 正 裕



那珂市立地適正化計画の作成について（答申）

令和 3 年 1 2 月 2 3 日付那珂市諮問第 1 号で意見を求められたことについて、令和 3 年 1 2 月 2 3 日開催の令和 3 年度第 2 回那珂市都市計画審議会において審議した結果、原案のとおり可決したことを答申します。